

IV

参

考

※注意 県警データ「都道府県別の交通事故死者数及び事故率」から抽出して下記の表を自作します。

都道府県別交通事故死者数（平成28年中）

区 分	死 者 数			人 口 (人) (27.10.1)	車 両 保 有 台 数 (台) (28.10.31)	道 路 実 延 長 (km) (26.4.1)	運 転 免 許 人 口 (人) (28.12.31)	事 故 率 (死 者 数)			
	多 発 順 位	前 年 比 増 減 数	人 口 10万人 当 たり					車 両 1 万 台 当 たり	道 路 1,000 和 当 たり	免 許 人 口 1 万 人 当 たり	
北海道	5	158	-19	5,381,733	4,077,978	90,322.1	3,380,691	2.936	0.387	1.749	0.467
青 森	31	53	13	1,308,265	1,130,967	19,947.6	852,458	4.051	0.469	2.657	0.622
岩 手	21	73	-7	1,279,594	1,177,344	33,321.8	840,409	5.705	0.620	2.191	0.869
宮 城	22	71	5	2,333,899	1,882,147	24,968.9	1,542,955	3.042	0.377	2.844	0.460
秋 田	30	54	16	1,023,119	913,484	23,858.7	681,252	5.278	0.591	2.263	0.793
山 形	45	28	-29	1,123,891	1,051,992	16,674.8	771,439	2.491	0.266	1.679	0.363
福 島	15	90	13	1,914,039	1,828,467	39,119.0	1,307,658	4.702	0.492	2.301	0.688
東 京	4	159	-2	13,515,271	5,053,533	24,196.4	7,848,483	1.176	0.315	6.571	0.203
茨 城	8	150	10	2,916,976	2,805,709	56,021.7	2,058,428	5.142	0.535	2.678	0.729
栃 木	20	76	-22	1,974,255	1,885,879	25,299.9	1,401,121	3.850	0.403	3.004	0.542
群 馬	26	62	-6	1,973,115	1,946,969	34,981.2	1,416,294	3.142	0.318	1.772	0.438
埼 玉	7	151	-26	7,266,534	4,536,487	47,017.3	4,671,395	2.078	0.333	3.212	0.323
千 葉	2	185	5	6,222,666	4,004,214	40,578.6	4,008,834	2.973	0.462	4.559	0.461
神奈川	10	140	-38	9,126,214	4,704,065	25,607.7	5,611,954	1.534	0.298	5.467	0.249
新 潟	13	107	10	2,304,264	2,071,674	37,609.1	1,573,564	4.644	0.516	2.845	0.680
山 梨	43	35	2	834,930	852,219	11,219.8	594,793	4.192	0.411	3.119	0.588
長 野	12	121	52	2,098,804	2,103,996	47,985.6	1,488,035	5.765	0.575	2.522	0.813
静 岡	11	137	-16	3,700,305	3,205,590	36,921.9	2,563,622	3.702	0.427	3.711	0.534
富 山	28	60	-10	1,066,328	958,010	13,891.3	749,017	5.627	0.626	4.319	0.801
石 川	35	48	2	1,154,008	952,240	13,074.5	779,799	4.159	0.504	3.671	0.616
福 井	33	51	4	786,740	710,224	10,890.3	543,075	6.482	0.718	4.683	0.939
岐 阜	15	90	-16	2,031,903	1,788,433	30,683.2	1,420,115	4.429	0.503	2.933	0.634
愛 知	1	212	-1	7,483,128	5,580,782	50,133.1	5,083,829	2.833	0.380	4.229	0.417
三 重	14	100	13	1,815,865	1,677,941	25,316.4	1,265,218	5.507	0.596	3.950	0.790
滋 賀	31	53	-20	1,412,916	1,159,760	12,488.8	959,629	3.751	0.457	4.244	0.552
京 都	28	60	-27	2,610,353	1,681,493	15,517.2	1,585,993	2.299	0.357	3.867	0.378
大 阪	3	161	-35	8,839,469	4,528,051	19,464.9	5,104,517	1.821	0.356	8.271	0.315
兵 庫	6	152	-19	5,534,800	3,550,892	36,461.8	3,474,160	2.746	0.428	4.169	0.438
奈 良	36	47	1	1,364,316	993,307	12,670.2	898,631	3.445	0.473	3.709	0.523
和歌山	41	40	-8	963,579	933,547	13,602.6	673,740	4.151	0.428	2.941	0.594
鳥 取	47	17	-21	573,441	508,294	8,844.6	383,215	2.965	0.334	1.922	0.444
島 根	45	28	1	694,352	607,866	18,249.9	462,221	4.033	0.461	1.534	0.606
岡 山	18	79	-8	1,921,525	1,737,257	32,210.4	1,298,780	4.111	0.455	2.453	0.608
広 島	17	86	-9	2,843,990	2,222,683	29,054.6	1,866,317	3.024	0.387	2.960	0.461
山 口	25	64	0	1,404,729	1,189,776	16,602.9	927,533	4.556	0.538	3.855	0.690
徳 島	34	49	22	755,733	692,672	15,155.3	526,791	6.484	0.707	3.233	0.930
香 川	27	61	9	976,263	908,049	10,283.1	679,610	6.248	0.672	5.932	0.898
愛 媛	19	77	-1	1,385,262	1,223,484	18,273.2	931,581	5.559	0.629	4.214	0.827
高 知	38	42	12	728,276	673,343	14,044.8	486,583	5.767	0.624	2.990	0.863
福 岡	9	143	-9	5,101,556	3,720,465	37,548.6	3,281,415	2.803	0.384	3.808	0.436
佐 賀	43	35	-13	832,832	757,354	10,929.9	565,945	4.203	0.462	3.202	0.618
長 崎	40	41	-4	1,377,187	1,103,047	18,022.1	860,605	2.977	0.372	2.275	0.476
熊 本	23	67	-12	1,786,170	1,581,368	25,940.7	1,193,764	3.751	0.424	2.583	0.561
大 分	38	42	-4	1,166,338	1,038,132	18,348.9	778,031	3.601	0.405	2.289	0.540
宮 崎	37	45	-7	1,104,069	1,052,071	20,147.5	761,689	4.076	0.428	2.234	0.591
鹿 児 島	24	65	-12	1,648,177	1,552,695	27,214.4	1,118,018	3.944	0.419	2.388	0.581
沖 縄	42	39	-2	1,433,566	1,251,018	8,113.1	932,705	2.720	0.312	4.807	0.418
全 国		3,904	-213	127,094,745	91,566,968	1,218,830.1	82,205,911	3.072	0.426	3.203	0.475

注 車両保有台数は、自動車台数+原動機付自転車台数+小型特殊車台数

都道府県別事故率ワースト順位(平成28年中死者数)

順位	人口 10 万人 当 たり	車 両 1 万 台 当 たり	道 路 実 延 長 1,000キロ 当 たり	運 転 免 許 人 口 1 万 人 当 たり				
1	徳 島	6.484	福 井	0.718	大 阪	8.271	福 井	0.939
2	福 井	6.482	徳 島	0.707	東 京	6.571	徳 島	0.930
3	香 川	6.248	香 川	0.672	香 川	5.932	香 川	0.898
4	高 知	5.767	愛 媛	0.629	神奈川	5.467	岩 手	0.869
5	長 野	5.765	富 山	0.626	沖 縄	4.807	高 知	0.863
6	岩 手	5.705	高 知	0.624	福 井	4.683	愛 媛	0.827
7	富 山	5.627	岩 手	0.620	千 葉	4.559	長 野	0.813
8	愛 媛	5.559	三 重	0.596	富 山	4.319	富 山	0.801
9	三 重	5.507	秋 田	0.591	滋 賀	4.244	秋 田	0.793
10	秋 田	5.278	長 野	0.575	愛 知	4.229	三 重	0.790
11	茨 城	5.142	山 口	0.538	愛 媛	4.214	茨 城	0.729
12	福 島	4.702	茨 城	0.535	兵 庫	4.169	山 口	0.690
13	新 潟	4.644	新 潟	0.516	三 重	3.950	福 島	0.688
14	山 口	4.556	石 川	0.504	京 都	3.867	新 潟	0.680
15	岐 阜	4.429	岐 阜	0.503	山 口	3.855	岐 阜	0.634
16	佐 賀	4.203	福 島	0.492	福 岡	3.808	青 森	0.622
17	山 梨	4.192	奈 良	0.473	静 岡	3.711	佐 賀	0.618
18	石 川	4.159	青 森	0.469	奈 良	3.709	石 川	0.616
19	和歌山	4.151	佐 賀	0.462	石 川	3.671	岡 山	0.608
20	岡 山	4.111	千 葉	0.462	徳 島	3.233	島 根	0.606
21	宮 崎	4.076	島 根	0.461	埼 玉	3.212	和歌山	0.594
22	青 森	4.051	滋 賀	0.457	佐 賀	3.202	宮 崎	0.591
23	島 根	4.033	岡 山	0.455	山 梨	3.119	山 梨	0.588
24	鹿 児 島	3.944	和歌山	0.428	栃 木	3.004	鹿 児 島	0.581
25	栃 木	3.850	宮 崎	0.428	高 知	2.990	熊 本	0.561
26	滋 賀	3.751	兵 庫	0.428	広 島	2.960	滋 賀	0.552
27	熊 本	3.751	静 岡	0.427	和歌山	2.941	栃 木	0.542
28	静 岡	3.702	熊 本	0.424	岐 阜	2.933	大 分	0.540
29	大 分	3.601	鹿 児 島	0.419	新 潟	2.845	静 岡	0.534
30	奈 良	3.445	山 梨	0.411	宮 城	2.844	奈 良	0.523
31	群 馬	3.142	大 分	0.405	茨 城	2.678	長 崎	0.476
32	宮 城	3.042	栃 木	0.403	青 森	2.657	北 海 道	0.467
33	広 島	3.024	広 島	0.387	熊 本	2.583	千 葉	0.461
34	長 崎	2.977	北 海 道	0.387	長 野	2.522	広 島	0.461
35	千 葉	2.973	福 岡	0.384	岡 山	2.453	宮 城	0.460
36	鳥 取	2.965	愛 知	0.380	鹿 児 島	2.388	鳥 取	0.444
37	北 海 道	2.936	宮 城	0.377	福 島	2.301	兵 庫	0.438
38	愛 知	2.833	長 崎	0.372	大 分	2.289	群 馬	0.438
39	福 岡	2.803	京 都	0.357	長 崎	2.275	福 岡	0.436
40	兵 庫	2.746	大 阪	0.356	秋 田	2.263	沖 縄	0.418
41	沖 縄	2.720	鳥 取	0.334	宮 崎	2.234	愛 知	0.417
42	山 形	2.491	埼 玉	0.333	岩 手	2.191	京 都	0.378
43	京 都	2.299	群 馬	0.318	鳥 取	1.922	山 形	0.363
44	埼 玉	2.078	東 京	0.315	群 馬	1.772	埼 玉	0.323
45	大 阪	1.821	沖 縄	0.312	北 海 道	1.749	大 阪	0.315
46	神奈川	1.534	神奈川	0.298	山 形	1.679	神奈川	0.249
47	東 京	1.176	山 形	0.266	島 根	1.534	東 京	0.203
	全 国	3.072	全 国	0.426	全 国	3.203	全 国	0.475

交通安全対策基本法（抜すい）

	昭和45年	6月	1日	法律第110号
改正	昭和46年	6月	2日	法律第98号
	同	50年	7月10日	同第58号
	同	58年	12月2日	同第80号
	平成11年	7月16日	同	第102号
	同	11年	12月22日	同第160号
	同	18年	5月17日	同第38号
	同	23年	8月30日	同第105号

（都道府県交通安全計画等）

第25条 都道府県交通安全対策会議は、交通安全基本計画（陸上交通の安全に関する部分に限る。）に基づき、都道府県交通安全計画を作成しなければならない。

2 都道府県交通安全計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前項に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 都道府県交通安全対策会議は、毎年度、都道府県の区域における陸上交通の安全に関し、当該区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関及び都道府県が構すべき施策に関する計画（以下「都道府県交通安全実施計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、都道府県交通安全実施計画は、交通安全業務計画（陸上交通の安全に関する部分に限る。）に抵触するものであってはならない。

4 都道府県交通安全対策会議は、第一項の規定により都道府県交通安全計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣及び指定行政機関の長に報告し、並びに都道府県の区域内の市町村の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

5 都道府県交通安全対策会議は、第三項の規定により都道府県交通安全実施計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣及び指定行政機関の長に報告するとともに、都道府県の区域内の市町村の長に通知しなければならない。

6 第四項の規定は都道府県交通安全計画の変更について、前項の規定は都道府県交通安全実施計画の変更について準用する。

愛知県交通安全対策会議条例

(昭和45年10月16日 愛知県条例第52号)

改正 昭和62年 3月27日 愛知県条例第 8号

平成17年10月21日 愛知県条例第88号

(趣旨)

第1条 この条例は、交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第17条第5項の規定に基づき、愛知県交通安全対策会議(以下「対策会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第3条 部内の職員のうちから指名される委員の数は10人以内とし、市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員の数は5人以内とする。

2 市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

(特別委員)

第4条 対策会議に、特別の事項を審議させるため、特別委員若干人を置くことができる。

2 特別委員は、東海旅客鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の役員又は職員のうちから、知事が任命する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第5条 対策会議に、幹事を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、対策会議の所掌事務について、会長、委員及び特別委員を補佐する。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、対策会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が対策会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和62年3月27日条例第8号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年10月21日条例第88号)

この条例は、公布の日から施行する。この条例は、公布の日から施行する。

愛知県交通安全対策会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛知県交通安全対策会議条例(昭和45年愛知県条例第52号)第6条の規定に基づき、愛知県交通安全対策会議(以下「対策会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 対策会議は、会長が招集する。

2 対策会議を招集しようとするときは、あらかじめ文書により開催の日時及び場所並びに議案を各委員に通知するとともに、関係資料を送付するものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 対策会議においては、会長が議長となる。

4 対策会議は、議長(会長に事故があるときは、その職務を代理する者。次項において同じ。)並びに委員及び議事に関係のある特別委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

5 対策会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

6 会議に出席することができない委員及び議事に関係のある特別委員は、議案に関し、あらかじめ書面及びその他の方法により意見を述べることができる。

7 委員及び議事に関係のある特別委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、その属する機関の職員のうちから代理者を選定し、その者を出席させることができる。この場合において、代理者は、委員とみなす。

(会議の公開等)

第3条 対策会議の会議は、これを公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

(1) 愛知県情報公開条例(平成12年愛知県条例第19号)第7条に規定する不開示情報に該当する情報を含む案件を審議する場合

(2) その他対策会議が非公開とする旨を議決した場合

2 対策会議の傍聴方法等については、別途定める。

(会議録)

第4条 対策会議の会議については、会議録を作成し、出席者のうち議長が指名する者2名が、これに署名押印するものとする。

2 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席者及び欠席者の氏名

(3) 会議に付した事項

(4) 議事の経過

(5) その他必要と認めた事項

3 会議録の保存年限は、5年とする。

(意見聴取)

第5条 会長は必要があると認めるときは、対策会議に委員及び特別委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 対策会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、あらかじめ会長が指名するものが議長となる。

3 幹事会は、次の事項を処理する。

(1) 対策会議に提出する議案の作成

(2) その他会長から命ぜられた事項

4 幹事会の協議事項は、会長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 対策会議の庶務は、愛知県県民生活部地域安全課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、そのつど会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和45年11月4日から実施する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成14年6月13日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

愛知県交通安全対策会議委員名簿

(平成29年4月)

会 長	愛 知 県 知 事	大 村 秀 章
-----	-----------	---------

<委 員> 21名

機 関 名	職 名	氏 名
中部管区警察局	局 長	宮 城 直 樹
中部経済産業局	局 長	波 多 野 淳 彦
中部運輸局	局 長	鈴 木 昭 久
名古屋地方气象台	台 長	長 谷 川 洋 平
東海総合通信局	局 長	前 川 正 文
愛知労働局	局 長	木 暮 康 二
中部地方整備局	局 長	塚 原 浩 一
愛知県	副 知 事	堀 井 奈 津 子
	政 策 企 画 局 長	松 井 圭 介
	振 興 部 長	植 田 昌 也
	県 民 生 活 部 長	鳥 居 保 博
	防 災 局 長	相 津 晴 洋
	健 康 福 祉 部 長	長 谷 川 洋
	産 業 労 働 部 長	吉 澤 隆
	建 設 部 長	河 野 修 平
愛知県教育委員会	教 育 長	平 松 直 巳
愛知県警察本部	本 部 長	榊 田 好 一
名古屋市	市 長	河 村 た か し
	消 防 長	木 全 誠 一
愛知県市長会	一 宮 市 長	中 野 正 康
愛知県町村会	幸 田 町 長	大 須 賀 一 誠

<特 別 委 員> 4名

機 関 名	職 名	氏 名
東海旅客鉄道株式会社	東海鉄道事業本部長	森 厚 人
中日本高速道路株式会社	名古屋支社長	近 藤 清 久
愛知県道路公社	理 事 長	山 田 祥 文
名古屋高速道路公社	理 事 長	永 田 清

愛知県交通安全対策会議幹事名簿

(平成29年4月)

機 関 名	職 名	氏 名
中部管区警察局	広域調整第二課長	稲 葉 幸 弘
中部経済産業局	総務課長	新 藤 公 人
中部運輸局愛知運輸支局	支局長	河 合 基 晴
名古屋地方気象台	防災管理官	横 川 剛
東海総合通信局	総務課長	久 野 勝 幸
愛知労働局	安全課長	三 好 了
中部地方整備局	名古屋国道事務所長	山 田 直 也
愛知県	広報広聴課長	酒 井 宣 江
	交通対策課長	柴 山 卓 也
	県民生活課長	柴 田 敏 行
	地域安全課長	落 合 齊
	学事振興課私学振興室長	八 神 秀 之
	消防保安課長	勝 股 卓 生
	医務課長	長 谷 川 勢 子
	子育て支援課長	渡 辺 裕 香
	高齢福祉課長	小 木 曾 尚 登
	産業振興課長	太 田 義 孝
	産業科学技術課長	中 島 紳 裕
	都市計画課長	八 田 陽 一
	都市整備課長	遠 藤 一 雄
	公園緑地課長	桜 井 種 生
	道路維持課長	津 坂 英 司
道路建設課長	小 川 秀 史	
愛知県教育委員会	生涯学習課長	富 田 正 美
	高等学校教育課長	柴 田 悦 己
	義務教育課長	柵 木 智 幸
	特別支援教育課長	北 島 淳
	保健体育スポーツ課長	靈 池 恵 量
	健康学習室長	黒 沢 正 行
愛知県警察本部	交通総務課長	本 田 俊 彦
	交通指導課長	山 口 兼 司
	交通捜査課長	奥 村 敏 彦
	交通規制課長	西 村 仁 崇
	運転免許課長	伊 勢 村 政 明
名古屋市	地域安全推進課長	阿 部 将 志
	道路維持課長	古 賀 昭 一
	街路計画課長	谷 口 敏 明
	救急課長	河 村 行 雄
名古屋市教育委員会	指導室長	藤 井 昌 也
東海旅客鉄道株式会社	総務課長	渡 邊 実 典
	踏切保安担当課長	塚 野 達 也
中日本高速道路株式会社	交通管制チームリーダー	内 田 忠 男
愛知県道路公社	事業課長	塚 上 久 司
名古屋高速道路公社	交通管理課長	稲 垣 了 史

愛知県交通安全条例をここに公布する。

愛知県交通安全条例

道路交通は、私たちの日常生活や経済活動の基盤であり、私たちは、道路交通の発達により利便性等の多くの恩恵を受けている。

しかし、その一方で、本県では、交通事故が多発し、毎年多くの人命が失われている。一瞬にして人命を奪い、人々の平和な暮らしを脅かす交通事故をなくすることは、県民の切なる願いである。

交通事故の防止については、これまでも様々な取組が行われてきており、それらの取組により、交通事故の発生件数は減少してきているが、なお依然として多数の交通事故が発生する状況が続いている。

交通事故をなくするためには、私たち一人一人が、交通事故の被害者の存在に思いをいたし、人命の尊重を最優先にして、交通の安全の確保に向けた取組を一層進めることが必要である。

私たちは、このような認識を共有し、一体となって、交通事故のない社会の実現を目指した取組を推進するため、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、道路交通の安全（以下「交通の安全」という。）に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、交通の安全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、県、市町村、県民、事業者等が一体となって行う交通事故のない社会の実現を目指した取組を推進し、もって県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 交通の安全は、人命尊重の理念に基づき、交通事故のない社会の実現を目指すことにより確保されなければならない。

2 交通の安全は、県民及び事業者（以下「県民等」という。）の交通事故のない社会の実現を目指した自主的な取組が促進されることにより確保されなければならない。

3 交通の安全は、県、市町村及び関係行政機関並びに県民等及び県民等の組織する交通の安全に関する活動を行う団体（以下「交通安全関係団体」という。）が相互に連携を図りながら協力して一体となって取り組むことにより確保されなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、交通の安全に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村に対する協力等)

第4条 県は、市町村が実施する交通の安全に関する施策に協力するものとする。

2 県は、交通安全関係団体が行う交通の安全に関する活動を促進するため、助言その他の支援を行うよう努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、日常生活における交通の安全の確保に自ら努めるとともに、県が実施する交通の安全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、従業員に対する交通の安全に関する教育の実施その他の交通の安全の確保のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、県が実施する交通の安全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の高齢者等の安全な通行への配慮)

第7条 県民は、高齢者、障害者並びに児童、生徒及び幼児（以下「高齢者等」という。）の交通の安全を確保するため、高齢者等が安全に道路を通行することができるように配慮するよう努めなければならない。

(県民の自転車の安全な利用)

第8条 県民は、自転車を利用するときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の法令を遵守する等により歩行者に危害を及ぼさないようにする等その安全な利用に努めなければならない。

(県民等の飲酒運転の根絶のための取組)

第9条 県民等は、飲酒運転が重大な交通事故を引き起こす原因となることを認識し、家庭、職場及び地域において、飲酒運転を根絶するための取組を行うよう努めなければならない。

2 酒類を提供する飲食店を営む者は、飲酒運転の根絶を呼び掛けるポスター等を客の見やすい場所に掲示する等の取組を行うことにより客の飲酒運転が根絶されるよう努めなければならない。

(交通の安全に関する県民運動の推進)

第10条 県は、市町村及び関係行政機関並びに県民等及び交通安全関係団体と連携して、交通の安全に関する県民運動(以下「県民運動」という。)を推進するものとする。

(交通事故死ゼロの日)

第11条 交通事故による死者が生じないよう社会全体で特に努める日として、交通事故死ゼロの日を設ける。

2 交通事故死ゼロの日は、毎月10日、20日及び30日とする。

3 県は、交通事故死ゼロの日には、交通死亡事故の防止を図るための県民運動を推進するものとする。

(道路交通環境の整備)

第12条 県は、交通の安全の確保に必要な道路交通環境の整備を図るため、信号機、道路標識等の交通安全施設の整備、交通の規制及び管制の合理化、道路の使用の適正化等の措置を講ずるものとする。

2 県は、住宅地、商店街、学校の周辺等の道路について前項に規定する措置を講ずるに当たっては、歩行者、特に高齢者等の保護が図られるように配慮するものとする。

(交通の安全に関する教育の推進)

第13条 県は、県民が、交通の安全を確保することの重要性について理解を深めるとともに、そのための行動をすることができるよう、家庭、学校、職場等における交通の安全に関する教育を推進するものとする。

(交通の安全に関する広報及び啓発)

第14条 県は、高齢者等の交通の安全の確保の徹底、自転車の安全な利用、飲酒運転の根絶、自動車の全ての座席におけるシートベルトの着用の徹底、チャイルドシートの適切な使用その他の交通の安全に関し必要な事項について広報及び啓発を行うものとする。

(交通事故による死者が多数となった場合における警報の発令等)

第15条 知事は、県内において交通事故による死者が多数となり、県民等に対し注意を喚起するため必要があると認めるときは、その状況を周知するための警報を発するとともに、市町村、関係行政機関、交通安全関係団体等と連携して交通事故を防止するための総合的かつ集中的な対策を実施するものとする。

(交通の安全に関する技術の研究開発の促進等)

第16条 県は、自動車の安全な運転を支援し、又は交通事故の発生時における被害の軽減に資する技術の研究開発の促進及びその成果の普及を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第17条 県は、交通の安全に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

